

審 査 基 準

年 月 日作成

法 令 名： 原子力災害対策特別措置法施行令

根 拠 条 項： 第8条第2項

処 分 の 概 要： 緊急通行車両の確認

原権者（委任先）： 都道府県知事、都道府県公安委員会

法 令 の 定 め： 災害対策基本法施行令第33条第1項

審 査 基 準：

車両の使用者の申出を受けた都道府県公安委員会は、当該車両が以下のいずれかに該当すると認めるときは、緊急通行車両として使用されるものであることの確認を行うものとする。

- 1 緊急事態応急対策に従事する者の緊急輸送を行う車両であること。
- 2 緊急事態応急対策に必要な物資の緊急輸送を行う車両であること。
- 3 1、2以外の場合であって、緊急事態応急対策を実施するための車両であること。

標 準 处 理 期 間： 2日以内で各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。

申 請 先：

問 い 合 わ せ 先：

備 考：